

平成29年度
京丹後市商工業支援補助金
(外国人観光客等受入れ環境整備補助金)

のご案内
【募集要項】

募集期間

6月1日(木)～30日(金)

京丹後市商工観光部商工振興課

目 次

1	趣旨	2
2	補助対象者	2
3	補助対象事業	2
4	補助対象事業の期間	2
5	補助対象事業ごとの支援内容等	3
	(1) 施設看板・案内表示等多言語化事業	3
	(2) クレジットカード決済機器導入事業	3
	(3) Wi-Fi等無線LAN整備事業	3
	(4) 免税店開設事業	3
6	手続きの流れ	4
7	交付の決定について	5
8	書類の提出先、お問い合わせ先	5
9	交付申請	5
	(1) 募集期間	5
	(2) 提出書類	5
10	事前着手届	6
11	事業の変更、中止	6
	(1) 提出書類	6
12	実績報告書	7
	(1) 提出期限	7
	(2) 提出書類	7

1 趣旨

京丹後市では、外国人観光客など国内外から本市を訪れる方の利便性を高め、来訪者の増加を図るため、市内で宿泊施設等を営まれている方が行う、受入れ環境の整備を支援します。

2 補助対象者

次の（１）及び（２）まで条件を満たす方（事業者）

- （１）市内で旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けて旅館業（同法第2条第1項に規定する旅館業のうち、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業をいう。）を経営する方及び特定商業施設（消費税法施行令第18条の2第4項に規定する特定商業施設をいう。）を経営する方、飲食サービス業又は小売業者の方

※ただし、特定商業施設を経営する方及び小売業者の方については、免税店開設事業のみ補助対象となります。

- （２）市税等に滞納がない方（事業者）

※市税等とは…京丹後市税条例（平成16年4月1日条例第80号）第3条に規定する市税、同第19条に規定する延滞金及び同第21条に規定する督促手数料。

3 補助対象事業

- （１）施設看板・案内表示等多言語化事業
- （２）クレジットカード決済機器導入事業
- （３）Wi-Fi等無線LAN整備事業
- （４）免税店開設事業

※各事業とも、詳細は3ページをご覧ください。

4 補助対象事業の期間

原則、補助金の交付決定を受けてから着手し、平成30年3月31日までに完了させる必要があります。

※交付決定前に事業に着手する場合は、「事前着手届」の提出が必要となります。

5 補助対象事業ごとの支援内容等

(1) 施設看板・案内表示等多言語化事業

事業内容	外国語による施設看板、案内表示、パンフレット、ホームページ等を作成する事業。
補助対象経費	委託料、印刷費、製作費、翻訳料、設置工事費
補助率等	【補助率】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】20万円

(2) クレジットカード決済機器導入事業

事業内容	国際的に利用可能なクレジットカード決済機器を導入する事業
補助対象経費	機器購入費（貸与方式による導入時に発生する料金を含む）、設置工事費
補助率等	【補助率】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】20万円

(3) Wi-Fi等無線LAN整備事業

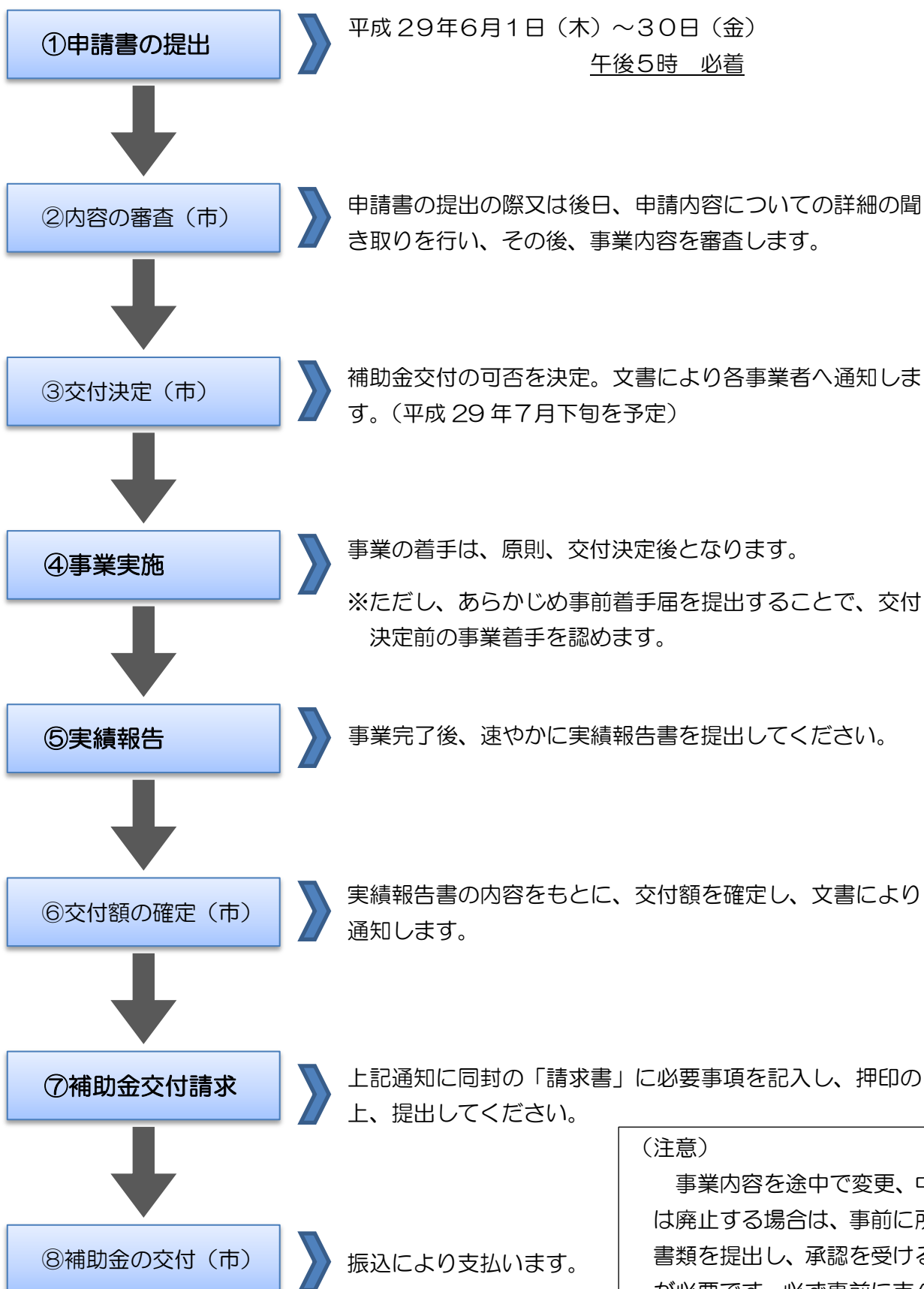
事業内容	不特定かつ多数の者が無料で利用できるWi-Fi規格等の無線LANを整備する事業。
補助対象経費	機器購入費、設置工事費
補助率等	【補助率】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】20万円

(4) 免税店開設事業

事業内容	免税販売に対応するための整備を行う事業
補助対象経費	機器購入費、設置工事費、印刷費
補助率等	【補助率】対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て） 【上限】20万円

※(1)から(4)の複数事業を申請する場合は、その対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、20万円を限度とします。

6 手続きの流れ



（注意）

事業内容を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に市へご相談ください。

7 交付の決定について

内容の審査を経て、7月下旬ごろに交付の決定を行います。審査結果によっては、採択されない場合があります。また、補助金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により補助金の額が予算を超えることが想定される場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しない場合や、採択されない場合があります。

※事業を採択した場合、補助事業者名および補助事業等の概要をホームページ等で公表します。あらかじめご了承ください。

8 書類の提出先、お問い合わせ先

〒629-3101 京丹後市網野町網野 353-1
京丹後市役所商工観光部商工振興課 商工業支援補助金担当
電話：69-0440 ファクス：72-2030

9 交付申請

(1) 募集期間

6月1日（木）～30日（金） 午後5時 必着

(2) 提出書類

下記の書類（1部）を提出してください。

- ①申請書…様式第1号
- ②添付書類…下表のとおり

事業区分	添付書類
(1)施設看板・案内表示等多言語化事業	○計画の概要がわかるもの（設置予定箇所を示した平面図、パンフレット等） ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料（設計書、完成モデル図等）
(2)クレジットカード決済機器導入事業	○計画の概要がわかるもの（申込書類、パンフレット等） ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料
(3)Wi-Fi等無線LAN整備事業	○計画の概要がわかるもの（申込書類、設置予定箇所を示した平面図、パンフレット等） ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料
(4)免税店開設事業	○計画の概要がわかるもの（設置予定箇所を示した平面図、パンフレット等） ○見積書（明細書含む）の写し等費用積算の根拠となる資料 ○その他参考となる資料

10 事前着手届

効率的な事業の実施を図る等の理由により、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、補助金交付申請書とあわせ「事前着手届（様式第3号）」を提出してください。（事前着手届を提出して交付決定前に事業に着手する場合は、下記の注意事項に承諾していただく必要があります。

事前着手に関する注意事項

- (1) 事前着手届の提出があっても、審査の結果不採択となる場合もあります。
- (2) 着手から補助金交付決定を受けるまでの間に、計画変更は行えません。
- (3) 補助金交付決定を受けるまでの間に、天変地異等により、実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業主体の負担となります。
- (4) 補助金交付決定額は、交付申請額または交付申請予定額より小さい場合があります。

11 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものは除く）や対象事業費が20%以上増減する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市の担当職員へご相談ください。

なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

(1) 提出書類

- ・ 内容変更承認申請書…様式第4号
- ・ 添付書類 申請書の添付書類に準じる添付書類

12 実績報告書

(1) 提出期限

事業終了後30日以内又は平成30年4月6日(金)のいずれか早い日。

(2) 提出書類

①実績報告書 … 様式第6号

②添付書類 … 下表のとおり

事業区分	提出書類
(1)施設看板・案内表示等多言語化事業	○完成品(困難な場合は完成写真) ○事業の実施が確認できる(設置前・後の)写真等 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料
(2)クレジットカード決済機器導入事業	○事業の実施が確認できる(設置前・後の)写真等 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料
(3)Wi-Fi等無線LAN整備事業	○事業の実施が確認できる(設置前・後の)写真等 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料
(4)免税店開設事業	○事業の実施が確認できる(設置前・後の)写真等 ○対象費用の領収書(明細書含む)の写し等支払証拠書類 ○その他参考となる資料